

令和4年3月

社会福祉法人共働福祉会
職員各位

社会福祉法人共働福祉会
理事長 松山 健

福祉・介護職員処遇改善臨時交付金について（令和4年度）

令和3年11月19日閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、福祉・介護職員を対象に賃上げ効果が継続されることを前提に、表題の交付金が支給されています。当法人においても受給できるように申請しており先月より前倒しで支給しています。

つきましては、制度概要についてご理解いただくとともに、当法人における支給に関する内容を以下の通り設定します。周知のほどよろしくお願いいたします。

●当法人における支給に関して（令和4年度）

◎支給額

基本支給額…7,000円/月

各事業収支予算より交付見込み額を算出し基本支給額を決定。常勤職員は基本支給額を支給。非常勤職員は、基本支給額に個々の常勤換算数（勤務時間数によって決まる）を乗じた額を支給する。ただし交付見込み額の変動により基本支給額を調整することができる

○令和4年4月分～9月分（規程に基づき支給）

- ・令和4年度収支予算に基づき基本支給額を決めて支給する

○令和4年10月分以降

- ・臨時の報酬改定が実施される予定。その内容に基づき、あらためて規程を定めた上で支給を継続する

◎支給方法

- ・毎月の給与に手当として支給する
- ・月に6日以上欠勤の場合は、その月の支給はしない（有給休暇は欠勤に含まない）

◎支給対象者

勤務日数・勤務時間数の観点より、社会保険加入者とする
直接処遇職員か否かは問わない

以上